

栃木県環境配慮型・観光MaaS電気自動車急速充電器設置・運營業務委託
審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（4名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約交渉者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価点数の合計点の平均点が最も高い者を契約交渉者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約交渉者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

区分	評価項目		配点
1 技術審査 60点	実施計画	① 仕様書の内容を踏まえた的確な内容か。	10
		② 設置に必要な付帯設備は、十分揃っているか。	10
		③ 設置する急速充電器は、十分な機能のものを選定しているか。	10
		④ 案内看板の設置場所は、利用者にとって分かりやすい場所で考えられているか。	10
		⑤ 管理運用業務は、効率的・経済的なものか。	10
		⑥ 業務の全体像やスケジュールが具体的に示されているか。	10
2 体制・価格 審査 40点	ア実施体制	⑦ 事業実施に実現性があり、業務を遂行する能力があるか。	10
	イ実施能力	⑧ 本事業に類する事業を実施した実績を有しているか。	10
	ウ業務実施 責任者	⑨ 業務実施責任者は、類似業務の実績があり、必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高いものであるか。	10
	エ事業費の 妥当性	⑩ 積算金額は妥当なものであるか。	10
合計			100